

社会における人間の権利の宣言

国民議会を構成するフランス人民の代表者たちは、人権の無知、忘却、あるいは軽視のみが、公共の不幸および政府の腐敗の原因であると考え、人間の自然的で譲り渡すことのできない神聖な権利を、厳粛な宣言において提示することを決議した。それは、この宣言が社会体のすべての構成員に常に示され、彼らの権利と義務を絶えず想起させるためである。また、立法権および行政権の行為が、あらゆる政治制度の目的と常に比較され得ることで、より一層尊重されるようにするためである。そして、市民の要求が今後、簡潔で争いの余地のない原則に基づくことで、常に憲法の維持と万人の幸福へと向かうようにするためである。

したがって、国民議会は、至高の存在（最高存在）の面前かつその庇護の下に、以下の人間および市民の権利を承認し、宣言する。

第 1 条 人は、自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的区別は、共同の利益に基づくものでなければ設けられない。

第 2 条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然的かつ時効によって消滅しない権利を保全することである。これらの権利とは、自由、所有権、安全、および圧制への抵抗である。

第 3 条 あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いかなる団体も個人も、国民から明示的に発せられない権力を行使することはできない。

第 4 条 自由とは、他者を害さないすべてのことをなし得ることにある。したがって、各人の自然権の行使には、社会の他の構成員にこれらと同じ権利の享受を保証する限界しか存在しない。これらの限界は、法律によってのみ決定される。

第 5 条 法律は、社会に有害な行為のみを禁ずる権利を持つ。法律によって禁じられていないすべてのことは妨げられず、また何人も、法律が命じないことをなすよう強制されない。

第 6 条 法律は、一般意志の表明である。すべての市民は、自ら直接に、またはその代表者を通じて、法律の形成に参加する権利を持つ。法律は、保護する場合であれ処罰する場合であれ、すべての人に対して同じでなければならない。すべての市民は法の下に平等であるため、その能力に応じ、かつその徳性と才能以外の区別なく、すべての公的な位階、地位、および職務に等しく就くことができる。

第 7 条 何人も、法律によって定められた場合において、かつ法律が規定した形式に従うのでなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。恣意的な命令を要請し、発令し、執行し、または執行させる者は処罰されなけれ

ばならない。ただし、法律によって召喚され、または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。抵抗すれば罪となる。

第 8 条 法律は、厳格かつ明らかに必要とされる刑罰のみを定めなければならない。また何人も、犯行の前に制定され公布され、かつ適法に適用された法律によらなければ処罰されない。

第 9 条 すべての人は有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。したがって、もしその者を逮捕することが不可欠であると判断された場合、その身柄を確保するために不必要なあらゆる苛酷な行為は、法律によって厳しく抑えられなければならない。

第 10 条 何人も、自らの意見について、それがたとえ宗教的なものであっても、その表明が法律によって定められた公の秩序を乱さない限り、干渉（追及）されてはならな

い。

第 11 条 思想および意見の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に話し、書き、出版することができるが、法律によって定められた場合におけるこの自由の濫用については責任を負わなければならない。

第 12 条 人間および市民の権利の保障は、公的な武力を必要とする。したがってこの武力は、すべての人の利益のために設立されるものであり、それが委ねられた者の特定の利益のために設立されるのではない。

第 13 条 公的な武力の維持、および行政の支出のために、共同の租税が不可欠である。それはすべての市民の間で、それぞれの能力に応じて等しく分担されなければならない。

第 14 条 すべての市民は、自らまたはその代表者を通じて、公的な租税の必要性を確認し、それに自由に同意し、その用途を追及し、かつその割合、賦課基準、徴収および期間を決定する権利を持つ。

第 15 条 社会は、すべての公の官吏（公務員）に対して、その行政についての報告を求める権利を持つ。

第 16 条 権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないいかなる社会も、憲法を持つものではない。

第 17 条 所有権は不可侵かつ神聖な権利であるため、適法に確認された公の必要性が明らかにそれを要求する場合で、かつ公正かつ事前の補償という条件の下でなければ、何人もこれを奪われることはない。